

## 保護観察制度の発展——スロベニアの事例から

ダニエラ・ムハル・プレリッチ\*

### 1 はじめに

自由の剥奪は、刑事犯罪行為者に対する制裁の形として最も厳格なものであり、重大な刑事犯罪についてのみ、かつその他のすべての制裁措置に効果がなかった場合にのみ適用されるべきものです。行為者の拘禁、特に短い刑期での拘禁は一般に、期待される犯罪防止効果をもたらさないと同時に、犯罪に対する国家の措置として最も費用のかかる方法の1つです。これは、抑圧を通じた犯罪の抑止だけでなく、とりわけ、犯罪防止のための体系的な施策の実施においても当てはまります。2002年以来、スロベニアでは刑務所に収容される人の数が増加しており、収容率は12年間で32%近く上昇しました。一方、スロベニアの刑務所収容者の80%が刑期2年以下（短期拘禁刑）で収容されていました。

こうした受刑者数の増加が、スロベニア刑務所制度が直面していた主要な課題であり、また2015年7月に、司法省からスロベニア共和国政府に対し、国の保護観察機関の設置の必要性を訴えた最も重要な理由の1つでもありました。司法省は、その根拠説明の中で、自由の剥奪は、その他のいずれの制裁にも効果がない場合にのみ採る最終手段であるべきだと述べました。スロベニアの刑事司法制度においては、何年も前から、拘禁刑に代わる様々な形の措置が可能になっています。こうした拘禁刑代替措置は、行為者が社会のためになる良い活動を行うよう促進することにより、再犯防止へとつながるとともに、短期拘禁刑のマイナスの影響を緩和するものと考えられています。

2015年7月に、スロベニア共和国政府は、刑事罰を科す制度の一環として保護観察機関を設置すべきであるという勧告を受け入れました。司法省は、2016年5月31までに行動計画の草案を策定し、財政的負担と諸外国の動向を適切に勘案した上で、必要な制度及び規範の変更を盛り込むよう指示を受けました。この計画を進めるため、2015年10月に司法省、行刑局、内務省、労働・家族・社会問題・機会均等省、最高裁判所、最高検察庁及び法学部・犯罪学研究所の代表者で構成されるタスクフォースが設置されました。同グループの主な任務は、スロベニア共和国における代替刑・社会内刑の実施を巡る現状を分析し、設立計画を策定することでした。

当時の実態を分析した結果、スロベニアの刑務所に収容されている者の50～55%が2

\* スロベニア司法省保護観察局長。ムハル・プレリッチ博士は、第1回日ASEAN刑事司法セミナーの犯罪者処遇セッションに客員専門家として参加。

年以下の刑期に服しているにもかかわらず、スロベニアにおいて社会内刑はほとんど適用されていないことが判明しました。効果的な刑の適用を難しくしていた問題の多くは、関係機関間の役割を巡る混乱と明確なコミュニケーション手段の不在から生じていました。国家機関が設置されるまでは、保護観察業務は様々な機関によって実施されており、社会奉仕活動、保護観察付き執行猶予、保護観察付き仮釈放を含む大半の保護観察業務を、社会福祉センター（労働・家族・社会問題・機会均等省）が担当していました。自宅拘禁は司法機関が、自宅拘禁対象者の監督は警察が担当していました。

省庁間タスクフォースの中に、小規模の専門家グループが設置されました。同グループの主な役割は、欧州内の他国に設置されている保護観察機関の業務実施方法と組織構成に着目し、スロベニアにおける新しい国の保護観察機関の基盤となるような規範的・制度的枠組みに関する提案を行うことでした。2016年5月にタスクフォースは、専門家グループからの提案に加えて、スロベニア共和国における保護観察機関の設置のための行動計画に合意し、同計画は2016年7月末に政府に採択されました。計画の主な目標は以下のようなものでした。

- ・社会内刑に関する業務を一元化して発展させる
- ・社会内刑の執行方法を全国的に標準化する
- ・各種サービスを統合し、司法機関の関与を拡大する
- ・職員の研修及び資格を強化する
- ・専門的分野の介入を導入する
- ・行為者をきめ細やかに処遇する
- ・データを一元的に照合及び分析する
- ・各国の保護観察制度を確認した上で諸外国からグッドプラクティスを導入する
- ・短期拘禁刑を代替刑に置き換えるべく、検察官又は裁判官が社会内刑の適用を決定する頻度を向上させる
- ・専門性・技能の高い人材が再犯防止に貢献する
- ・罪を犯した人をより人道的に処遇する
- ・人権を保護する<sup>1</sup>

政府の決定を受けて、2016年10月に、保護観察局の設置に必要なすべての活動の準備と実施を目的として、司法省内に保護観察準備室が設置されました。

## 2 スロベニアの刑罰制度

保護観察機関の設置プロセスについて説明する前に、スロベニア共和国の刑事司法制度について概説します。スロベニア刑法<sup>2</sup>において、刑罰の目的は、国が法の秩序とい

<sup>1</sup> 保護観察機関の設置のための行動計画と必要な制度・規範変更の提案（2016年）

<sup>2</sup> 刑法（スロベニア共和国官報2012年第50号—公式統合版、2016年第6号—補正版、2015年第54号、2016年第38号、2017年第27号、2020年第23号、2020年第91号、2021年第95号、2021年第186号、2022年第105号—ZZNŠPP、2023年第16号及び2024年第107号—odl.US）

う基本的な価値及び原則を保護できるようにすること、犯罪行為によって個人及び共同体にもたらされる害に対する意識を高めること並びに行為者のニーズ及び人間としての尊厳を尊重しながら、行為者が地域社会及びより広い一般社会に復帰できるようにする適切な刑罰を科すことと定められています。拘禁刑は1月以上30年以下の範囲で科されます。刑期の長さは年及び月の単位で決定されます。ただし、6月を超えない場合は月単位で決定されます。終身拘禁刑は、殺人、大量虐殺、人道に対する罪及び戦争犯罪の刑事罰として科すことができ、25年の服役後は仮釈放の検討対象とすることができるかとされています。スロベニアの刑事罰には以下のものがあります。

- ・ 訓戒的制裁
- ・ 拘禁刑
- ・ 安全措置

訓戒的制裁では、行為者に2年以内の拘禁又は罰金の判決が下される場合、裁判所は刑の執行を猶予することができます。法定刑3年以上の拘禁刑の場合は、執行猶予とすることはできません。裁判所は、執行猶予を受けた行為者に、一定期間の保護観察を付すこと及び特定の遵守事項を課すことを決定できます。保護観察では、法定の監督を行い、居住形態、生活様式及び向社会的活動に関する1つ又は複数の指示を行う場合があります。

拘禁刑は通常は刑務所で服しますが、刑法に基づき、自宅拘禁、週末拘禁、社会奉仕活動といったその他の形で執行されることもあります。再犯のリスクが低いと考えられ、かつ家族及び社会の確かな支援が得られる場合は、9月以下の拘禁刑を自宅拘禁とすることができます。また、有罪判決を受けた者が疾患若しくは障害のある者又は高齢の場合には、適切な公的施設で刑に服することもできます。性犯罪の場合を除き、2年以下の拘禁刑は、最長で判決執行時から2年間の社会奉仕活動に従事させる形で執行することができます。作業の範囲は、刑務所で過ごす1日が2時間の社会奉仕活動に相当するように定められます。作業の割り振りは、その者の職業的な知識や技能及び家庭内、教育上、職業上の差し迫った義務に関する意思を考慮して決定します。社会奉仕活動は無報酬で行われます。性犯罪の場合を除き、3年以下の拘禁刑では法律で定める条件を満たす者に、仕事や通学を続け、自宅で生活することを認めることができます。ただしその場合でも、仕事のない日及び週末は刑務所に戻らなければなりません。

裁判所は、そのための法的条件が満たされることを条件として、刑事犯罪の行為者に対して1つ又は複数の予防措置を講じることができます(安全措置)。予防措置(強制的精神科治療、医療施設への入院、拘禁期間外の強制的精神科治療、運転免許証の剥奪や物品の没収、特定の職業に従事することの禁止、被害者接近禁止命令)を講じるに当たり、裁判所は、相応性の原則に従い、犯した罪の重さ及び予防措置を講じなかった場合に行為者が犯すおそれがあると合理的に考えられる犯罪について勘案することとされています。

### 3 設置プロセス

司法省保護観察準備室の主な役割は、保護観察局を設置するために必要な法律及び諸事項を準備することでした。2018年1月に、スロベニア保護観察局（以下「UPRO」といいます。）が司法省の一機関として正式に発足し、同年4月1日に、保護観察所が社会福祉センターから業務を引き継いで稼働を開始しました。UPROの正式な発足の前に行われた業務もあれば、発足後に行われた業務もあります。

新たに設置された保護観察準備室の最も重要な任務は、保護観察法案の起草でした。法案の内容に関する情報収集のため、領域横断型グループ（保護観察準備室、行刑局及び法学部からの代表者で構成）のメンバーが欧州各地の保護観察機関を視察しました。保護観察法案は、2016年11月後半までに取りまとめられ、関連する部局横断的かつ専門的な調整課に送られました。その後、2017年2月に政府の手続の中で上程され、翌3月に政府によって採択されました。同年5月24日に国民議会で保護観察法が可決されました。保護観察法は、同年6月17日に成立し、（同年6月の法案可決時に行われた構成機関の設置に関する規定を除き）2018年4月1日から施行されました。

同法施行後、スロベニア共和国政府は、省庁構成機関に関する政令を改正及び補足する政令<sup>3</sup>並びに保護観察所の数、活動領域並びに本部及び保護観察所の拠点に関する政令<sup>4</sup>を發布しました。

通常の利用業務と並行して、人事並びに事務所、備品及び機器類の設置に関する業務も開始されました。2017年10月に労働・家族・社会問題・機会均等省が、社会福祉センターからUPROへの転属に同意した公務員のリストを発行しました。財源の移転も含む公務移転合意書が2017年12月に署名され、12名の職員が転属となりました。また行刑局長との間で、面接に基づいて選ばれた5名の公務員を転属させる合意もなされました。その計17名のうち、5名が一部実務も担う管理職、12名が保護観察官の職務を担うことになりました。2018年4月から8月にかけて、全保護観察所に配属される管理コーディネーターが採用され、本部に職員を採用するための手順も整備されました。

2018年1月中旬から3月末までの間に、用地関連業務を担当する行政省によって、適切なオフィススペースの手配が急ピッチで行われました。5つの場所（マリボル、ツェリエ、リュブリャナ、コペル及びノヴォ・メスト）に特定の条件で用地が確保されました。保護観察の監督に関与する人及びカウンセラー並びにその家族との関係には秘密保持が求められることから、各専門職人員が必要な技術的サポートを備えた自身のオフィスと所定の面接用スペースを持つことが重要になりますが、全拠点でこの条件が満たされました。2018年3月末に各課にコンピューター機器が支給されましたが、全拠点で即時に対処が必要ないいくつかの問題が発生し、システムの本格稼働が開始したのは

<sup>3</sup> 省庁構成機関に関する政令を改正及び補足する政令（スロベニア共和国官報2015年第35号、2015年第62号、2016年第84号、2017年第41号、2017年第53号、2018年第52号、2018年第84号、2019年第10号、2019年第64号、2021年第64号、2021年第90号、2021年第101号及び2021年第117号）

<sup>4</sup> 保護観察所の数、活動領域並びに本部及び保護観察所の拠点に関する政令（スロベニア共和国官報2017年第41号）

2018年5月になってからでした。2018年8月に固定電話が設置されるまでの間は、携帯電話で当座をしのぎました。各種の調達契約（保護観察所及び本部の備品・機器、タイムレコーダーの購入、郵便及び携帯通信サービスの手配、各課用の公用車の購入）が発行されました。政令に従い、全職員に業務用のIDカードが発行されました。

実務面でも多くの進展が見られました。それまで社会福祉センターで扱われていた事案に関する書類をUPROに移送する作業が、2018年3月の最終週に始まり、4月中にすべて完了しました。この書類の中に、各種の社会奉仕活動の機会を提供していた組織のリストもありました。社会奉仕活動の実施に関する相互の権利及び義務の規定に関する合意書の変更が完了しました。このプロセスの最初の段階で、700通の署名済み合意書が提出され、保護観察所のニーズに応じてリストが更新されました。

当初から優先事項とされたのは、保護観察業務の遂行について説明する職員向けの指導マニュアルを策定することでした。ガイドラインの準備に当たり、効果的な保護観察の実施に必要な業務の範囲や、その土台として必要な該当する組織上・法律上の文書について、国内外の調査が行われました。この調査に基づきUPROは、2018年4月に全面施行を予定して、全保護観察所で一貫した実施方法を実現するため、特定の項目で構成されるガイドラインを発行しました。ガイドラインの施行に当たり、継続的なモニタリングの必要性と、適用開始の初期段階に得られる教訓の重要性が認識されました。実践に基づくそうした教訓と経験に基づき、ガイドラインは2020年に改訂されました。

全観察所における一貫した実践方法という目的を達成すべく、UPROでは、事案の追跡と管理のためのマニュアルシステムを開発しました。このマニュアルシステムには、全事案の基本項目、保護観察業務の個別計画（安全監督の執行、社会奉仕活動の執行、自宅拘禁）、裁判所報告書、検察庁、仮釈放委員会からの情報、対象者・保護観察所・関係サービス提供者の3者合意書の雛形、保護観察対象者との継続的な接触を記録する仕組み及び犯罪誘発要因上のニーズやリスクに関する質問紙（組織全体で導入するリスク・ニード・レスポンスビティ（RNR）ツールが開発されるまでの参考資料として）が含まれています。国の機関が設置された後は、日次データ収集表の実装が、モニタリング、報告、評価、調査及び統計分析のための中心的な開発作業となりました。時間の経過を経て、また経験を踏まえて、UPROは独自の情報システム「ProbIS」とリスク・ニーズ・アセスメントツール「MOT」を開発しました。これらのツールの実装は2023年に実現しました。この開発では、国内外の専門家の協力を得て、保護観察官が重要な役割を担いました。

専門的業務の基盤が未だ発展途上にあるため、職員の研修と能力育成が、これまでも、そして今後もUPROが優先的に取り組むべき課題です。スロベニアは、欧州各地のより実績が長くより進んだ保護観察制度から学び、ベストプラクティスの模範例に沿って取組を進めています。専門的業務及び専門的能力育成の必要性に応じて、1年ごとに教育プランを採択しています。

このプロセスの開始時から、保護観察機関の設置に関する活動は、メディア及び専門分野・学術界の両方で広報されました。メディアにおける広報は、司法省主催のインタビューや記者会見を通じて行われました。

また、国内外において、専門分野及び学術界の様々な諮問会議やカンファレンスが開催されました。UPROは司法制度内に位置付けられた新しい機関であったため、司法手続におけるUPROの役割と重要性を認識してもらうため、まずは最高裁判所及び最高検察庁の担当者にプレゼンテーションを行いました。それに続き、裁判官（スロベニア国内の11の地方裁判所の裁判官）及び地方検察官と会合を持ちました。関係者間での認知向上に当たり、広報資料も重要な役割を果たしました。一般の人々を対象に、保護観察業務の主要な内容を概説する「保護観察」というパンフレットを準備しました。UPROと政府広報室で連携して、「正しい方向へ」というロゴをデザインし導入しました。また、保護観察の対象者向けに、重要事項と連絡先を掲載したリーフレットもデザインしました。リーフレット制作の後に、保護観察に関する重要事項と連絡先を掲載したパンフレットの見本を作成しました。

UPROは、欧州保護観察連合（CEP）の様々な活動に参加し、また職員の教育や研修の分野などで諸外国の関係者と協力しています。視察訪問、継続的な協力関係、効果的な連絡調整によって、欧州各国の保護観察機関との強固なつながりの構築が促進されています。この点における国際協力の重要性はいくら強調してもし過ぎることはありません。他の機関とのネットワークの構築が制度の拡充と知識の移転を促進し、更なる発展に寄与することは実証されています。

#### 4 保護観察局の責務

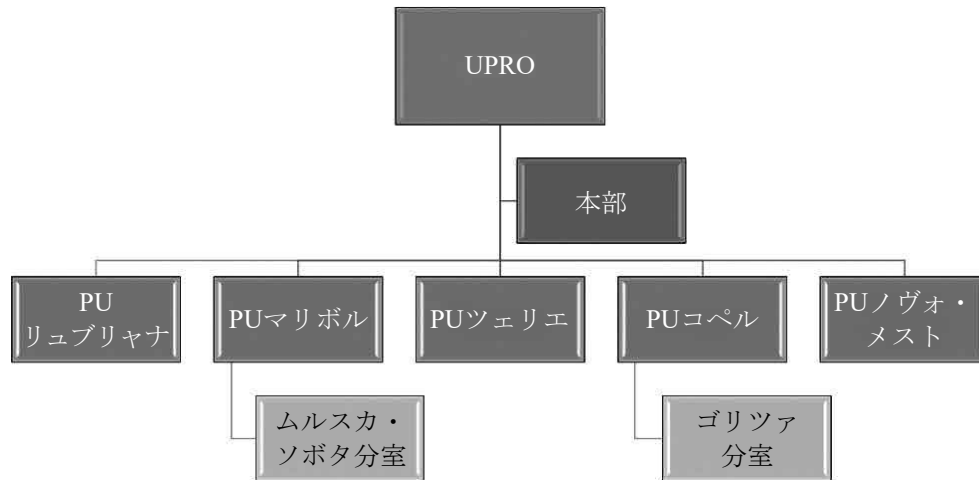
UPROの使命は、社会内で刑事罰を執行することです。保護観察対象者に対する、刑法の下での専門的処遇は、犯罪行動に至った要因の特定、行為者が抱える苦しみや困難の解消、貧しい生活環境の改善及び許容される行動様式の確立に寄与します。専門的処遇においては、社会復帰を妨げる行動様式を特定し除外するために、様々な生活環境における対象者の行動の監視が行われる場合があります。上記に加えて、保護観察局は、軽犯罪法の下での社会奉仕活動の管理、実施及び監督も行います<sup>5</sup>。

UPROは、1つの本部と、リュブリャナ、マリボル（ムルスカ・ソボタに分室あり）、ツェリエ、コペル（ノヴァ・ゴリツァに分室あり）及びノヴォ・メストの5つの保護観察所で構成されています。これまでの実践から、リュブリャナ保護観察所とノヴォ・メスト保護観察所の管轄地域内にさらに用地が必要であることがわかってきました。PU<sup>6</sup>リュブリャナは、(PUリュブリャナのニーズのために) コチェヴィエ市が提供する用地を使用する契約を結び、PUノヴォ・メストは、ポサヴィエ社会福祉センターのクルシュ

<sup>5</sup> 保護観察法（スロベニア共和国官報2017年第27号）

<sup>6</sup> PUは保護観察所の頭字語

コ支所と契約を結んでいます。



本部は以下の職務を担います。

- ・ 保護観察所の業務の調整及び指導
- ・ 保護観察対象者のためのプログラム開発及び資金調達
- ・ その他の管轄当局及び機関との協力
- ・ 保護観察所が実施する業務の監督
- ・ 保護観察職員に対する教育及び研修の実施
- ・ 施策及びプログラムの効果検証
- ・ 国際協力
- ・ 犯罪者処遇に関するプロジェクト
- ・ 保護観察法に準拠した記録の保管及び管理
- ・ 刑罰に関するサービス提供者のネットワーク構築及び同提供者の名簿管理

保護観察所は、保護観察法に定める保護観察業務の遂行についての権限を有し、以下の保護観察業務を遂行することとされています。

- ・ 検察官が刑事告訴又は起訴勧告を和解手続に移行させ、和解合意書を作成するか否かを決定するための報告書の作成
- ・ 検察官が起訴を開始するか否かを決定する若しくは起訴猶予の場合における措置及び義務を定めるための行為者に関する報告書の作成
- ・ 起訴猶予となった事案における損害の賠償義務又は和解の概略策定と管理
- ・ 裁判所が刑事罰及び保護観察について決定を下すための報告書の作成
- ・ 保護観察付き執行猶予の事案における保護観察の実施
- ・ 保護観察付き仮釈放の事案における保護観察の実施
- ・ 自宅拘禁の実施
- ・ 社会奉仕活動実施の計画、管理及び監督

## ・保護観察付き仮釈放の計画プロセスにおける刑務所との協力

保護観察官の基本職務は、保護観察対象者の再犯リスクの低減と社会への再統合を目的とした支援、保護及び監督に関する業務です。多くの保護観察対象者が不安定な生活様式や精神的健康上の問題を抱えており、また暴力を受けた経験を有する場合があるため、保護観察官の仕事には困難が伴います。保護観察業務は極めて要求水準の高い仕事であり、対象者と接する上では特定のアプローチ、知識及び技能が求められます。各保護観察官は、日常の事務的業務に加えて、保護観察対象者との面接を行い（対話を通じて対象者の人生に関するすべての情報を入手し）、個々の対象者について、刑罰の一環として定められた条件に沿い、目標が明確に設定された個別計画を作成する必要があります。そうした業務の一環として、保護観察官は、様々な公的機関及び非政府組織（NGO）と連携し、対象者の能力及び家族に関する責務と両立する多様な支援（教育や訓練など）の提供について協力を得ます。そうした業務の中で、保護観察官は、裁判所、対象者の家族、社会福祉センター及び国のその他の機関との間で定期的にコミュニケーションをとります。保護観察付き仮釈放の場合、保護観察官は、釈放に先立ち、刑務所職員と協力して釈放前計画を作成するために、多機関が集まる会議に出席します。保護観察法及び保護観察業務実施規則<sup>7</sup>では、最初の4か月間は、月に2回以上、保護観察官と対象者が接触を持たなければならないと定めています。計画作成時に保護観察官が必要と判断した場合は、より頻繁に接触を持つことができます。

2018年4月初旬、UPROは488件の事案を社会福祉センターから引き継ぎました。UPRO稼働開始後の数年で担当した保護観察事案（新規及び継続中の事案）の数は増加し、2024年末時点では12,551件となっていました。そのうち10,281件は業務終了済みで、2,270件が継続中でした。2024年12月の保護観察官1人当たりの平均担当件数は83件でした。保護観察部門の設置以来、事案件数はおおむね増加傾向にあります。2019年に特に大幅な増加が見られ、2019年の最終四半期から2020年にかけて減少が見られました。この減少は、その期間に保護観察官の増員があったことによると考えられます。

（EUプロジェクト下で雇用されていた保護観察官の契約終了による）人員減少、職員の離職、事案件数増加といった複合的な要因により、2021年以来、職員の担当件数は増加しています。

UPROは、社会奉仕活動を含むすべての社会内刑の実施を支えるため、業務遂行に当たり、様々な組織と緊密に連携しています。対象者が社会奉仕活動に従事する場合、人道活動や地域行政の活動、自然保護活動、その他営利のみを目的としない公共の利益のための活動を実施するスロベニア共和国内のあらゆる法人が対象組織となり得ます。社会奉仕活動の実施に関する合意書には、対象者、活動実施組織及び保護観察所が署名します。保護観察業務の実施に協力する組織は、保護観察対象者の個別計画に定められた

<sup>7</sup> 保護観察業務実施規則（スロベニア共和国官報2018年第21号及び2020年第73号）

目標の達成を支援し、それにより社会への再統合と社会復帰に寄与するという点で、社会内刑の執行において重要な役割を担っています。発足以来、UPROは既存の協力関係の強化及び発展とともに、各種組織とのネットワークの拡大に努めてきました。多くのNGOに加えて、保健センター、精神科病院、社会福祉センター、職業安定所の地域拠点などの公共機関や組織が、とりわけ保護観察における指示の履行に関して、保護観察業務の実施に関与しています。

## 5 おわりに

冒頭で述べたように、UPROの設置につながった第1の要因は、刑務所に収容される人数が増えていたことと、スロベニアの法制度では以前より刑法によらない代替措置が導入されており、そうした代替措置の一部は数十年前から存在していたにもかかわらず、社会内刑が実際に科された事例が限られていたことでした。こうした代替措置は再犯の抑止にとって非常に重要であると認識されていました。国の予算ですべて賄われる国家機関の設置は、政府がこの決定を採択したからこそ実現したことです。また、欧州連合の支援が果たした役割を考慮することも重要です。2016年に、欧州の「Effective Justice」（効果的な司法）プロジェクトが司法省の主導により開始され、2023年に完了しました。同プロジェクトは、欧州連合、具体的には欧州社会基金からの資金協力を受け、またスロベニア共和国からも追加拠出を受けました。UPROは、スロベニアにおける保護観察制度の整備と効果的な運用のための条件を設定することを主要目的としたプロジェクトに参加しました。プロジェクト実施時に、職員10名に対する報酬（業務関連経費精算を含む）、ハードウェア及びソフトウェアの調達、コンピューター機器及び出張費、情報・通信、分析・研究、アセスメント、調査並びに教育及び研修のための専用資金が割り当てられました。職員採用に加えて、組織全体で導入する情報システム「ProbIS」の開発とリスク・ニーズ・アセスメントのための専用ツール「MOT」の開発も、欧州からの資金協力を受けた重要な成果物となりました。ProbISは、既存のマニュアルシステムに置き換わるものとして導入され、業務プロセスの自動化と標準化に寄与しています。加えて、他のデータ提供元と電子データをやりとりすることも可能になっています。MOTは、組織のガイドラインとの併用によって機能するシステムです。MOTは、犯罪誘発要因上のニーズの優先順位付け及びそれに応じた対象となるリソースの選定に活用されます。

スロベニア保護観察局は、刑事制裁及び社会内措置の執行という重要な任務を担っています。こうした措置の第1の目的は、犯罪者の社会復帰と社会への再統合です。運用開始後の最初の数年で、設定された目的は達成され、保護観察局は、影響力のある司法関連機関の1つとなり、社会の認知を得ることができました。取扱事案の約90%が、保護観察期間を満了していると考えられます。また、司法関連機関相互の信頼と協力関係が着実に向上しています。

UPROが今後の目標として掲げているのは、更なる専門能力育成と成長の促進です。保護観察職員に高い技能を獲得させることを目指しており、そのためには継続的な教育及び専門的な研修への注力が必要です。保護観察業務が効率的に実施されるようにするには、保護観察官の担当事案件数が適切である必要があります、カウンセラー1人当たり20～30件とすることを目標としています。

UPROは欧州結束政策プログラムから、2021年～2027年を対象期間とした資金提供を受けるための出願を完了しました。この欧州からの資金で、家庭内暴力行為者、性犯罪行為者及びソーシャルスキルワークショップの専門的プログラムの開発を行う予定です。また同プロジェクトでは、保護観察官、執行組織及び保護観察カウンセラーの補助・支援のため、保護観察所内でのメンター職の採用も行います。この新たな職位の現実的有用性と有効性を評価すべく、試験的プロジェクトを実施します。良い結果が得られれば、正規の制度として採り入れられることになるでしょう。

UPROは、引き続き諸外国との関係強化に取組、諸外国の機関との新たな関係の構築に努めていきます。そうした諸外国との関係が知識移転と専門能力育成に多大な影響をもたらすからです。真摯に職務に打ち込む職員に支えられ、将来に向けた明確なビジョンを携え、UPROは今後も益々発展の方向へ、「正しい方向へ」、進化していくと確信しています。